

令和2年8月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年8月11日 午後3時10分
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年8月11日 午後4時43分

3 委員氏名

(1) 出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 西 茂太郎 | 中野 喬輔 | 澁田 正明 | 渡 孝志 |
| 矢野 博昭 | 安武 泰正 | 安武 昇 | 宮本 重和 |
| 青谷 富彦 | 木村 一壽 | 長崎 隆児 | 高原多恵子 |
| 阿部 茂典 | 洪田 健一 | 渡 健一郎 | 安武 正一 |
| 青柳 茂 | 井上 英二 | | |

(2) 欠席者

| | |
|-------|------|
| 篠崎 正信 | 原 月江 |
|-------|------|

4 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 牟田口政和 |
| 係長 | 瀧本 佳規 |
| 係 | 松尾翔太郎 |
| 係 | 中田 学 |
| 係 | 大渡貴美子 |

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

午後3時10分開会

○事務局長（ 君） 皆さん、令和2年第8回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただく前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。

本日、 委員、 委員、欠席の連絡をいただいておりますことから、本日の出席委員数は18名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満

たしておりますことから、本定例総会が成立していることをまずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、■■会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（■■■■■■■■■■君） こんにちは。現地視察どうも大変御苦労さまでした。

今日はちょっと涼しいんですけど、大変な暑さになって、熱中症になれる人なども出ています。そして、またコロナの関係で、行事が中止などになり皆様方に御迷惑をかけております。それも仕方ないことなのでしょうけど、早く終息すればいいと思います。本日は皆さんよろしくお願い致します。

では、ただいまから令和2年第8回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

.....

○議長（■■■■■■■■■■君） 本日の議事録署名人は、木村委員と長崎委員、お願いいたします。

.....

○議長（■■■■■■■■■■君） では、議事に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号農地法第3条（委員会）、申請番号8—11、事務局、説明お願いいたします。

○係（■■■■■■■■■■君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号8—11について説明いたします。

今回の申請地は共有名義となっております。申請人が申請地の持分を贈与により所有権移転し、農地として使用していくという内容となっております。

譲受人は、年齢53歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、御家族とともに水稻、野菜の生産をされておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、花鶴ヶ浜公園の南に位置している斜線部の丸囲みの1筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、本申請地は共有名義であり譲受人も共有名義を持ち、これまで耕作をされておりましたので、引き続き畑として露地野菜等の作付を行っていきたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は1万185平米で、本申請地につきましては、これまで耕作を行ってきたことから、耕作面積の変更はなく50a要件は満たしております。

併せまして、地元の区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これは親族間での共有名義の所有権の移転でございますので何もないと思いますが、採決を採りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、日程1、議案第1号、申請番号8-11に賛成されます農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、申請番号8-12、農地法第3条の許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号8-12について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権移転し農地として使用していくものです。

譲受人は、年齢48歳で古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約30年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、御家族とともに水稻の生産をされています。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の3ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、苦桃にございまして大根川に架かる麦田橋の北側に2筆、南西に1筆の合計3筆の合計4,822平米となっております。

今回の申請人は、譲渡人が非常に高齢なため今後の農地の管理が困難とのことから、地元で農業をされている譲受人と売買契約を行うものです。

今後の申請地における営農計画としましては、厳として水稻の作付を行っていききたいということです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は1万1,507平米で50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものの

です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局からの説明が終わりましたけど、何かありましたら。何でもいいですけど、何かないですかね。はい、どうぞ。

○委員（10番 君） 4,822平米を手離されますけども、こういう方はもう農業を営まれる、耕作をされることは、高齢者でもありましようが、そんなことはやれないというふうなことであろうかと思う。そういうことになりますと、農業者のチェックと言いますかね、今後は農業をもう断念、離れるというようなことで理解しています。先月もありましたが、そのような場合は離農という取り扱いになるのでしょうか。

○係（ 君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の譲渡人につきましては、年齢がもう102歳ということで、現在におきましても、もう全ての田んぼにつきまして貸付けを行っている状況で、今はもう農業自体されていないということで、今後のことを考えると管理が、今のうちに整理をされたいということで今回の話になったというふうに伺っております。

○議長（ 君） 他にありますか。

○委員（10番 君） 関連しておたずねします。例えば、高齢の農家の方もいらっしゃるんですが、農地を所有しておって、そしてもう耕作もしないで農地パトロールであったり出てきておりますが、耕作放棄地でやっておられる方はそういうふうには買い手があれば、こういうふうな売られるんでしょうが、買い手もないような土地と言いますかそういうふうな土地が増えてきた場合、農地パトロールあるいは人・農地プランなんかにも影響を及ぼすようなことになるように思いますが想定しておるのかどうか。そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 現在、皆様のほうに農地パトロールのほうに回っていただいておりますけども、現在、A区分とB区分というふうな観点で回っていただいております。

まず、B区分というのは、今後、重機等の機械を入れないとなかなか農地として復旧できないというふうなところでして、A区分というのは草刈り程度の管理を行うことで、また農地として回復することが可能というふうな場所として見ていただいているところです。

現在、A区分につきましては、今は耕作されていないけども次に作られる方を探すという観点から農地パトロールをしていただいているところでして、まず市のほうと言うか、農業委員会のほうにどういった農地があるかというのを、まず情報の集約を行いまして、その後、新たに面積を拡大していきたい農家の方ですとか、また新規就農の方とうまくマッチングしていけるような、

そういった仕組みを作っていきたいというふうに考えております。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 耕作放棄地がいろんな農業政策の中で影響を及ぼしているのかというところでございますが、やはり現場に行きますと耕作放棄地が隣地にあることによって、農業経営と言うか、農作業に支障を来すということの影響はあるのかなというふうに思っております。

ただ、今、皆さん方が行っていただいております農地パトロール、あるいは皆さん方が今後、大きく関わりを持っていただきます人・農地プランの実質化については、そういった、例えばその耕作放棄地をどういうふうに解消していくのか、それを地元、地域の担い手とどうマッチングしているのかということ、地域の方々に徹底的に話し合っただくというのが目的でございますので、そういった観点からは影響があるかないかということにつきましては、あって、それをどういったふうで解消していくのかというところがポイントになろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（ 君） ようございますかね。他に何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 特に問題はないと思います。なければ、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 申請番号8—12について、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号、農地法第3条の許可申請について、申請番号8—13、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号8—13について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地を売買によって所有権移転し、農地として使用していくものです。

譲受人は、北九州に在住されている76歳の方で、直方市、古賀市において農業をされております。古賀市では、昨年より筵内の農地においてオリーブの栽培をされております。

今回の譲受人は、九州オリーブ普及協会の会員をされているということで、平成25年よりオリーブの植付けを始められ、現在500本植付けをされており、将来的には1,000本まで増やす計画を持たれているとのこと。

農業従事年数は15年で、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機等を所有されており、

御自身と4人の息子さんとで農業経営をされておられるとのことでした。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の4ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は薦野にございまして、古賀サービスエリアの北東に位置する1筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、オリーブの植付けを行っていききたいとのことでした。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、古賀市において2,102平米、直方市において1万3,489平米の合計1万7,967平米耕作をされておられ50a要件を満たしております。

併せまして、区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

オリーブ栽培ちょっとひっかかる気がするんですけど。ちょっといろいろ聞きたいんですけど、この譲受人の方は、前、古賀の、玄望園の境のところに土地を求めた人ですよ、譲受人さんって。あそこは植えてるんですか。

○係（ 君） 現地確認しましたところ、オリーブの木が昨年より植付けられておられました。

○議長（ 君） ということであれば、特に問題はないと思いますので、採決を採りたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号8-13に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号、農地法第3条の許可申請、申請番号8-14、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号8-14について説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与によって所有権移転し、農地として使用していくものです。譲受人の年齢は52歳で、古賀市内で農業をされておられる方です。農業従事年数は約10年

と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、主に御親戚の方とタマネギなどの露地野菜の生産をされているとのこととです。

所有されている農業用機械としましては、トラクター、コンバイン、田植え機、草刈り機等を所有されているとのこととです。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の5ページ目をお願いいたします。

申請地は新原区にございまして、古賀インターチェンジの北西の農地2筆となっております。

今後の申請地における計画としましては、タマネギなどの露地野菜の栽培をされていくとのこととです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人世帯の現在の耕作面積は5,906平米で、今回の申請は同一世帯内の申請であることから、耕作面積の変わりはなく50a要件を満たしております。

併せまして、区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 贈与ということですので、何も問題ないと思います。なければ、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号、申請番号8—14に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号農地法第5条（知事）、許可申請、申請番号8—14、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号、農地法第5号の許可申請、番号8—14について説明いたします。

申請地につきましては記載のとおりです。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買により所有権を移転し、資材置場として転

用を行うという内容となっております。

まず、位置図について説明いたします。

議案書の7ページ目をお願いいたします。

申請地は、現地確認でも行っていただいたとおり、米多比にあります小野製材所の東に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地につきましては、南側に宅地、北側、東側については山林による分断、北東については一部農地の広がりがありますが、その先において段差による分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから2種農地であると判断しております。

次に、計画図について説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。

本申請地は、古賀市において土木建設業を営む譲受人において、現在の資材置場が手狭となったため新たな資材置場として利用するものです。

車両については、西側の市道から出入りを行うこととしており、敷地内につきましては砂利舗装を行い、コンパネ、垂木、排水パイプ等の建設資材を置くこととしております。

本申請地の南側の土地555の1との間には、古賀市の所有地である水路敷がございますが、こちらについては現在使用されておりませんので、用途廃止を行い申請者において払下げを受ける予定となっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

9ページ目をお願いいたします。

雨水につきましては、敷地の西側に向けて自然流下させ、入口付近に新設するU形側溝で雨水を拾い市道側溝に排出する計画となっております。

10ページ目をお願いいたします。

10ページ目に断面図を付けておりますが、敷地の南側ののり面の端に小段を設けまして、雨水を南側の宅地のほうに流出することを抑制することとしております。

汚水、雑排水については、発生はいたしません。

次に、切土、盛土について説明いたします。

本申請地の南側の土地との間には大きな段差があるため、今回、払下げの予定となっている水路敷から最大180cm程度の盛土を行い、のり面を整形することとしております。

北側の農道との間には80cm程度の切土を行う計画となっております。

のり面の勾配につきましては、盛土の安定勾配基準となっている1対1.5の勾配を満たす設計としております。

最後に、地元水利承諾について説明いたします。

地元からは、条件なしということで、令和2年7月21日付で承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君）　ちょっと休憩に入ります。

午後3時30分休憩

.....
午後4時13分再開

○議長（ 君）　それでは、再開します。

申請番号8-14について、地元の農業委員さん、お願いいたします。

○委員（19番 君）　この件につきましては、先月、これは再三にわたって協議をしてきたことがありますけれども、最終的にはこの10ページの安定勾配の問題、これが議論に及んでいます。要は水路を取り込んであげて安定勾配を造ると、水路を取り込まなければ安定勾配ができないというところで、じゃあこの水路はどうするかと、当初、占用許可とかいう話が出てきて、私の耳にも入ってたんですけども、そんなものは絶対まかりにならないと、あくまでもこれは共有性ということで、じゃあこれは業者のほうも購入しますということになりましたので、このことは、これで了承しますということになったということでございます。

○議長（ 君）　ありがとうございました。

何か御意見ありましたら、はい、どうぞ。

○委員（6番 君）　今、説明もありましたが、この上に堤があると聞いております。それで、ここに水がしみ出しやすいということで、現在も災害があっているような状態でございます。

それで、水路敷を払下げをしないで、ここにきちっとした水路を造ったほうがいいのかと私は思っております。

○議長（ 君）　ありがとうございました。事務局。

○事務局長（ 君）　業者のほうにはどういった方法が安全であるか、その辺について、十分、技術的な検討を行った上で施工するよというふうな形で指導を行いたいというふうを考えております。

○議長（ 君）　はい、どうぞ。

○委員（5番 君）　今回の占用の許可ですか、今回農業委員会事務局で説明がありましたけれども、災害防除の観点から転用を行うよというふうな形で、一般的に、今、災害防止の観点からというふうな形では限らないと思うので、今回のいろいろな協議等々見ますと、やっぱ

り地下水を含む地形であるということですね。災害が起りやすいということではございますから、地権者にこのことを背負わせるというのは酷なかなというふうに考えます。そういうことなら、災害防除の観点から転用を認めるという形で意見を付しながらしたいという、考えを伝えるべきかと考えます。

それと、さっき事務局が言いましたけども、専門的な視点を踏まえた上での工事をすると、検討をいただきたいかなと、思いますね。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○係（ 君） 委員、言われたとおり、十分、安全に配慮した設計で、また施工を行うように申請者のほうに求めたいというふうに思います。

○議長（ 君） ありがとうございます。他に何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（10番 君） 要は、通常、許可申請には隣地との隣接同意というものがあると思うのですか、その地元同意なんかはありますか。資材置場という、道路を利用されたりするのかなと思います。そこは。

○係（ 君） 隣接者である のほうに、こういった施工を行うという事業内容は伝わっているというふうに聞いております。

○委員（10番 君） それは、その書類と言いますか、そういうのありますか。

○係（ 君） 通常、農業委員会の審議で同意書というか、そういうアンケートを取る場合、基本的には農地、農業、営農的な観点から農地の同意書、そういったのは取っておりますけども、その以外の農地については必ずしも取る必要がないということで、今回は添付はされておりません。

○議長（ 君） 他に、何かないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） この案件に関しては、譲受人も譲渡人もいろいろ問題があったと思いますが、地元の青柳委員さんのたまもので、ある程度の被害防除はできたと思うんです。

ただ、この委員会において、もう少し、その被害防除を確実にしたいため、やはり再度排水のことも立派なものを造ってもらえば問題は起こらないんじゃないかなということ、その条件と言いますか、付帯を申請人の中で付けてもらえれば、案外、皆さんうまくいくのではなかろうかという形で採決を採りたいと思いますが、そういう形でようございますか。

ある程度、業者に対して、その譲受人がある程度の今の排水をどう生かすかが問題なんでしょうけど、やはり昨日の新聞でも千年に一度の雨が降る状況の中において、やはり何らかの、あ

の排水の接合部分だけは大量の水がオーバーするんじゃないかなろうかという懸念があるんじゃないかなろうかと思います。

だから、条件じゃないんですけど、要望として排水路を造ってくれるですかと、水路を造ってくれるんですかということをお願いしてもらえれば委員会としても認可できるのではなかろうかと思いますが。そういうことでどうですかね。

○事務局長（ 君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（ 君） では、休憩に入ります。

午後4時21分休憩

.....
午後4時28分再開

○議長（ 君） 再開します。

何か、他にないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） かなり時間をいただきましたので、先ほどの議論をまとめたいのですが問題ですが、要するに業者に安全に仕事してもらえますよということの指導を事務局をお願いして、それで採決と思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号、農地法第5条の許可申請に対して、申請者に対して、市などの指導に従って安全指導に従ってやってもらうということを条件で認可したいと思いますが、それに対して異議のない農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

では、続きまして、議案第2号、農地法第5条の許可申請、8—15、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号、農地法5条の許可申請、番号8—15について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、自己用住宅に転用するという内容となっております。

こちらにつきましては、隣接する道が狭く、本日バスで現地視察ができませんでしたことから、現地の写真を用意させていただいております。机上のほうに申請番号8—15現地写真という写真、資料を置かせていただいております。

1枚目が現地の航空写真となっております、赤枠で囲っている範囲が今回の申請地となっております

おります。

なお、今回の申請地の上側に黒枠で囲っているところがありますが、こちらにつきましては、先月の農業委員会で個人用住宅の申請ということで御審議いただいたところというふうになっております。

赤枠の部分につきましては、丸数字で矢印を付けたものを記載しておりますが、こちらにつきましては、2枚目にそれぞれの写真と写真の番号と方向を示したものというふうになっております。こちらのほうも御参照をしていただければと思います。

それでは、議案の説明を続けたいと思います。

申請人、申請地につきましては記載のとおりとなっております。

まず、位置図の説明をいたします。

議案書の11ページ目をお願いいたします。

申請地は薦野、天降神社の西側に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

まず、農地区分の説明をいたします。

この申請地は、北側を河川、東西につきましては山林による他地目の分断、南側につきましては宅地による他地目の分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから2種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。

12ページ目をお願いいたします。

今回の計画では、敷地の北側に住宅を建設し南側に駐車場、庭を設けるものとなっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、地下に埋設するVU管を経由して南側の市道の側溝に排水することとしております。

汚水、雑排水につきましては、南側の市道の先まで公共下水がきておりますので、こちらに接続することとしております。

次に、切土、盛土についてですが、今回は整地程度で造成の計画はございません。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、条件なしということで承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（15番 君） 薦野の区域委員です。説明がありましたとおり無条件で承諾し

てあります。今回は下水道の方は農業集落排水を使うということなのですが、7月分は、これは農業集落排水にはつなげないということで排水管から浄化槽を通じて排水されるというふうになっております。ということで集落排水につなぐということで理解しています。

御審議のほう、よろしくをお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局と区域委員からの説明が終わりましたけど、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これは前回で隣地を認可したところですので、もう特別問題ないと思いますが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第2号、農地法第5条の申請の8—15に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....
○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、8—31から8—48まで、事務局より説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で13件、更新で5件の利用権設定の申出がっております。

まだ、 副会長、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 副会長 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、新規の申出について説明いたします。

14ページ、申請番号8—31、所在、青柳野間、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積1,071平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和2年8月12日から令和7年12月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号8—32、所在、青柳村中、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積1,860平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和2年8月12日から令和3年12月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号8—33、所在、青柳石瓦、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、

面積 1,286 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 5 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-34、所在、小竹立浦、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が 7 筆、合計面積 3,515 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 5 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、16 ページ、申請番号 8-35、所在、青柳村中、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が 2 筆、合計面積 1,774 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 5 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-36、所在、青柳坂口、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が 1 筆、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、合計面積 3,545 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 5 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-37、所在、青柳坂口、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が 2 筆、合計面積 5,255 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 3 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-38、所在、今在家嶋巡、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が 1 筆、合計面積 1,812.05 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 3 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、18 ページ、申請番号 8-39、所在、新原前田、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、面積 1,182 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 10 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-40、所在、筵内高柳、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、面積 486 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 3 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-41、所在、筵内鶴、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が 1 筆、面積 1,151 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 3 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号 8-42、所在、筵内鶴、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が 1 筆、面積 1,682 平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 12 日から令和 3 年 12 月末までの貸借となっております。

続きまして、20ページ、申請番号8-43、所在、筵内小屋脇及び宝満、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が合計2筆、合計面積1,282平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和2年8月12日から令和3年12月末までの貸借となっております。

新規の申出については、以上になります。

申請番号8-44から8-48までの5件については、更新の申出となっておりますので説明は割愛させていただきます。

なお、申請番号8-40から8-43までの新規の申出について、借受人の経営面積の記載がありませんが、今回、初めて利用権の設定の申出を行っております。借受人は御実家が古賀市内で農業を行っており、これまで農作業を手伝ってきたため、作付の技術や農業機械の操作技術については習得しているとのこと。今回、御自身名義で農地を借りて農業を行いたいとの申出がっております。

また、御実家のトラクターや草刈り機を借用して、サツマイモやジャガイモ、ブロッコリー、シソ類などの作付を予定しているとのこと。

新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名、捺印をいただいておりますから申請受理しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、申請番号8-31から8-48まで何かありましたら。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決を採りたいと思いますけど、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、8-31から8-48までに対して、賛成されます方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手8/8名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

〔 副会長、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） それでは、農業委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後4時43分閉会